

岩手地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

岩手労働局一般公示第 17 号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第4項において準用する同法第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第6条第4項において準用する同令第3条の規定に基づき、岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、岩手県の区域内で鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）は、下記「岩手地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和8年9月16日

岩手労働局長 川又 修司

記

岩手地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- （1）労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、岩手県の区域内で鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- （2）使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、岩手県の区域内で鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

（1）推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

（2）推薦締切期日

令和8年10月2日（金）

（3）推薦書の提出先

岩手労働局労働基準部賃金室

盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎5階

岩手地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

岩手労働局一般公示第 18 号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第4項において準用する同法第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第6条第4項において準用する同令第3条の規定に基づき、岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、岩手県の区域内で光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）は下記「岩手地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和8年9月16日

岩手労働局長 川又 修司

記

岩手地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- （1）労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、岩手県の区域内で光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- （2）使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、岩手県の区域内で光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

（1）推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

（2）推薦締切期日

令和8年10月2日（金）

（3）推薦書の提出先

岩手労働局労働基準部賃金室

盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎5階

岩手地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

岩手労働局一般公示第 19 号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第4項において準用する同法第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第6条第4項において準用する同令第3条の規定に基づき、岩手県自動車小売業最低賃金の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、岩手県の区域内で自動車小売業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）は、下記「岩手地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和8年9月16日

岩手労働局長 川又 修司

記

岩手地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- （1）労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、岩手県の区域内で自動車小売業を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- （2）使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、岩手県の区域内で自動車小売業を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

（1）推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

（2）推薦締切期日

令和8年10月2日（金）

（3）推薦書の提出先

岩手労働局労働基準部賃金室

盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎5階